

背景

- 2026年4月、コーポレートガバナンス・コードの改訂案が公表されました。今般の改訂は、上場会社の皆様
が、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた本質的な取り組みに注力できるよう、後押し
する観点から実施するものです。
- 上場会社の担当者の皆様におかれては、今後、本コード改訂の実施・運用にあたって以下の点に留意頂き
ますようお願い申し上げます。

留意点

- 本コードは、いわゆる「**コンプライ・オア・エクスプレイン**」(原則を実施するか、実施しない理由を説明する)の手法を採用
しています。すなわち、本コードは法的拘束力を有する規範ではないため、「**全ての原則についてコンプライ
しなければならない**」と考える必要はありません。個別事情によっては、各原則を形式的にコンプライするの
ではなく、**エクスプレインを積極的に選択し、原則を「実施しない理由」を丁寧に説明すべき**場合があります。
- エクスプレインする場合には、実施しない原則に係る自らの対応について、ステークホルダーの理解が十分
に得られるよう**当該原則の趣旨・精神に照らして工夫し丁寧に説明すべき**であり、「ひな型」的な表現により
表層的な説明に終始することは**コンプライ・オア・エクスプレインの趣旨に反**します。
- 原則をコンプライする場合・しない場合のいずれであっても、**その理由を丁寧に説明することが、投資家との
建設的な対話に資する**と考えられます。
- 解釈指針で示された内容を必ずしも全て実施することまでは求められませんが、各原則の内容に加え、**解
釈指針において示された内容も踏まえて各原則の趣旨・精神を解釈し、自社が置かれた状況を踏まえて、
当該趣旨・精神に沿ったコンプライ又はエクスプレインの選択その他の対応を行う**必要があります。
- 担当者の皆様におかれては、上記の趣旨を十分に認識し、コーポレートガバナンスの実践を主体的に実現
頂きますようお願いいたします。